

〔注〕2008年4月から改正沿革を付記した。

改正 2008年4月1日
2015年4月1日

2010年4月1日

(趣旨)

第1条 中京大学学則第97条の規定に基づき、中京大学と他の大学との単位互換のための協定に基づく特別聴講学生については、この内規の定めるところによる。

(特別聴講学生の承認)

第2条 特別聴講学生として授業科目を履修する者は、所属大学長の承認を得た者でなければならない。

(特別聴講学生の受入れ)

第3条 特別聴講学生の受入れは、学部教授会の審議を経て、学長がこれを決定する。

(志願書類)

第4条 聴講を希望する者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 聴講願(本学所定のもの)
- (2) 所属大学長の聴講承認書
- (3) 成績証明書
- (4) 身上明細書(本学所定のもの)
- (5) その他必要な書類

2 前項第4号及び第5号の書類は、その提出を省略することができる。

(履修登録できる単位数)

第5条 特別聴講学生が年間に履修登録できる単位数は、12単位を限度とする。

(修得単位等の通知)

第6条 特別聴講学生が修得した単位及び成績は、特別聴講学生の所属する大学へ通知するものとする。

(施設の利用)

第7条 特別聴講学生は、学修に必要な施設を利用することができる。

(聴講料)

第8条 特別聴講学生の聴講料は、協定に基づくものとする。

(聴講期間)

第9条 特別聴講学生の聴講期間は、1年以内とする。

第10条 前条に定める期間満了後、更に聴講を希望する場合は、改めてこの内規の定めるところによるものとする。

(補則)

第11条 この内規に定めない事項については、中京大学学則及び中京大学教務規程を準用する。

附 則

この内規は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2015年4月1日から施行する。